



消費者被害情報

消費者被害？自己責任？

携帯会社がくじのキャンペーンをしていたので参加。くじを引き商品を渡される際、携帯電話を新しく変える話を勧められた。変える気はなかったが話を聞いているうちに、クレジットカード、免許証を提示するよう言われたのでよくわからないまま渡した。気がつくと新しい携帯の契約を結んだことになっていた。

ひとことアドバイス



- ★キャンペーンで勧誘され、思わぬ契約をしてしまったという相談が増えています。
- ★あいまいな返事はせずに、個人情報提示する前になぜそれが必要かよく理解して契約しましょう。



相談窓口

津山市社会福祉協議会

津山市地域包括支援センター

津山市消費生活センター

消費者ホットライン(土日・祝も可)

TEL:23-1004

TEL:32-2057

TEL:188(局番なし)